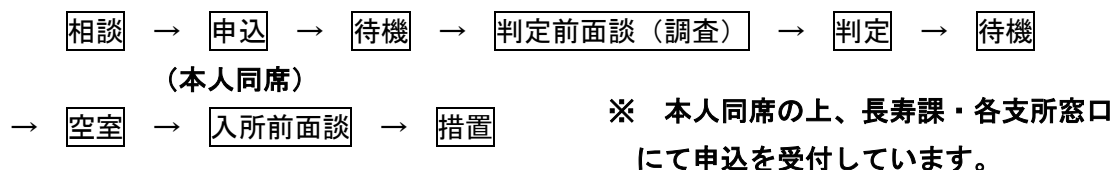


養護老人ホームの入所について

おおむね65歳以上で、環境上及び経済的な理由により、日常生活を営むのに支障があり、居宅において生活することが困難な方が、自立した生活をする施設です。

入所適否は、入所判定委員会で判定されますが、最終的には、施設側の面談を実施した上で、入所可能か否かを判断します。

＜ 手続きの流れ ＞



＜ 入所要件 ＞

以下の要件を全て満たす方が、入所措置の対象となります。

- ・入院加療を要する病態ではない。
- ・家族や住宅の状況等、現在置かれている環境下での生活継続が困難
- ・一緒に住んでいる主たる生計維持者の市民税所得割が非課税 等

入所措置を希望する場合は、手続き（必要書類の提出）が必要になります。

＜ 注意事項 ＞

下記のいずれかに該当するときは、入所措置を行わない場合があります。

- ・介護保険法に基づく施設サービス等の利用が適当若しくは望ましいと認められるとき
- ・入所しても安定した生活が送れないと認められるとき
- ・本人や家族等の入所意思が確認できないとき
- ・緊急時等における家族側の協力が得られないと判断されるとき（相談可） 等

＜ 施設一覧 ＞

施設名	住所	電話番号	定員
和幸園	日南市大字風田3200番地	22-5055	50人
清風園	日南市北郷町郷之原乙3655番地5	55-2039	50人
恵老園	日南市南郷町津屋野2558番地2	64-2940	50人

＜ 申込・相談先 ＞

日南市 長寿課高齢者あんしん係 電話 31-1162
日南市 北郷町地域振興センター 電話 55-2113
日南市 南郷町地域振興センター 電話 64-1113

《 費用負担 》

入所措置が行われた場合には、日南市から施設側へ「措置費」が支払われます。

そのうち、本人及び扶養義務者の負担能力（前年度分の収入状況等）に応じ、費用の全部または一部を「負担金」として徴収させていただきます。毎年7月1日付で見直しを行います。なお、扶養義務者（家族）の費用負担は、入所時の世帯状況により発生する場合があります。

※ 負担金の納入が滞る場合には、養護老人ホームの適切な運営に支障をきたすため、退所を求めることとなりますので、あらかじめご承知おきください。

○ 本人分費用徴収基準 （単位：円）

対象収入による階層区分			徴収月額
1	0	～ 270,000	0
2	270,001	～ 280,000	1,000
3	280,001	～ 300,000	1,800
4	300,001	～ 320,000	3,400
5	320,001	～ 340,000	4,700
6	340,001	～ 360,000	5,800
7	360,001	～ 380,000	7,500
8	380,001	～ 400,000	9,100
9	400,001	～ 420,000	10,800
10	420,001	～ 440,000	12,500
11	440,001	～ 460,000	14,100
12	460,001	～ 480,000	15,800
13	480,001	～ 500,000	17,500
14	500,001	～ 520,000	19,100
15	520,001	～ 540,000	20,800
16	540,001	～ 560,000	22,500
17	560,001	～ 580,000	24,100
18	580,001	～ 600,000	25,800
19	600,001	～ 640,000	27,500
20	640,001	～ 680,000	30,800
21	680,001	～ 720,000	34,100
22	720,001	～ 760,000	37,500
23	760,001	～ 800,000	39,800
24	800,001	～ 840,000	41,800
25	840,001	～ 880,000	43,800
26	880,001	～ 920,000	45,800
27	920,001	～ 960,000	47,800
28	960,001	～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001	～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001	～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001	～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001	～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001	～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001	～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001	～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001	～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001	～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001	～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001 円以上 ※ ※150 万円超過額×0.9÷12 月+81,100 円		※

※ 上限 14 万円

○扶養義務者分費用徴収基準 （単位：円）

税額等による階層区分			徴収月額
A	生活保護法による被保護者		0
B	市民税非課税		0
C 1	所得税 非課税	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	4,500
C 2		市民税所得割課税	6,600
D 1	所得税 課税	30,000 円以下	9,000
D 2		30,001 ～ 80,000	13,500
D 3		80,001 ～ 140,000	18,700
D 4		140,001 ～ 280,000	29,000
D 5		280,001 ～ 500,000	41,200
D 6		500,001 ～ 800,000	54,200
D 7		800,001 ～ 1,160,000	68,700
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	85,000
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	102,900
D 10		2,260,001 ～ 3,000,000	122,500
D 11		3,000,001 ～ 3,960,000	143,800
D 12		3,960,001 ～ 5,030,000	166,600
D 13		5,030,001 ～ 6,270,000	191,200
D 14		6,270,001 ～	支弁額相当

※扶養義務者の認定について（配偶者または子）

1 入所の際に本人と同居している場合

入所時に住民票が別でも、同一敷地内に居住している場合を含みます。なお、生計維持者の前年度分の市民税所得割が課税されている場合は、経済的要件に該当しません。

2 入所の際、本人と別に住んでいる場合

① 税法上の控除対象配偶者または扶養親族の場合

② 健康保険証の被扶養者になっている場合

③ 本人を支給対象とする扶養手当等を受給している場合

退所となる場合

- ① 本人又は身元引受人等が申し出た場合
- ② 入院が連続で3カ月以上必要であると医師が診断した場合
- ③ 要介護3以上になり、他施設入所が望ましい場合
- ④ 本人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が団体生活になじめない場合